破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９号
鹿児島県指宿市開聞十町4806番地11
破産者　森崎　三之
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８６０号
埼玉県秩父市大野原2755番地
破産者　加藤　信夫
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５６号
愛知県小牧市篠岡２丁目18番地　県営篠岡第２住宅９棟405号、開始決定時の住所名古屋市緑区滝ノ水５丁目2106番地　かんとりーメゾン滝ノ水101号
破産者　唐津　季晃
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３１号
札幌市西区西野４条１丁目１番１―311号
破産者　加藤　久善
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７３号
愛知県犬山市大字羽黒字堂ケ洞20番地178
破産者　小阪　　豊
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６４号
岐阜市曙町２丁目９番地　パレスシノ302号室
破産者　松永　倫美
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２８６号
兵庫県篠山市味間南10―８、住民票上の住所大阪市西区北堀江１丁目15番５号
破産者　小松　明寿
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３４号
大阪府豊中市箕輪２丁目８番29号
破産者　尾﨑　武男
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４３号
大阪市北区長柄東２丁目８番36―1203号
破産者　金武鍼灸接骨院こと　岩村　一成
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７１号
大阪府豊中市上津島２丁目15番14号　はーとらいふ豊中406号、住民票上の住所大阪府豊中市曽根東町２丁目５番15号
破産者　杉本　雄作
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３１号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地47番704号
破産者　水永　忠雄
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４号
佐賀県小城市三日月町長神田2279番地１　大寺コーポ101号
破産者　納富　輝俊
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
沖縄県那覇市小禄１丁目４番23号　てるアパートＡ301、開始決定時の住所沖縄県那覇市西３丁目４番１号　アーバンビュー西町802
破産者　仲間　節男
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５０８号
茨城県水戸市千波町2862番地の22　山本マンション105号、旧住所茨城県水戸市千波町2433番地の４
破産者　畠山　　満
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６１号
愛知県一宮市祐久字屋敷裏109番地
破産者　野呂　豊昭
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４０３号
滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋1352番地
破産者　西川　長孝
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７９号
京都市中京区西ノ京中御門東町70番地
破産者　矢木　貴之
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部